

## 鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「相談支援従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の「相談支援従事者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という。)の9に基づき、鹿児島県知事(以下「知事」という。)が指定等を行う場合について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (指定の要件)

第2条 知事は、本研修事業の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定することができるものとする。

#### (1) 研修事業者に関する要件

ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 鹿児島県内に主たる事業所を有していること。

#### (2) 研修事業内容に関する要件

ア 事業実施要綱及びこの要綱に定める内容に従い、研修事業を継続的に毎年1回以上実施すること。また、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するために必要な相談支援従事者初任者研修(講義部分)についても同様とする。

イ 研修事業の対象者は、事業実施要綱のとおりとする。

ウ 研修カリキュラムは、初任者研修は事業実施要綱の別表1、現任研修は事業実施要綱の別表2、専門コース別研修は別表3のとおりとするとともに、当該年度における厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修の内容に沿ったものとする。なお、別表3の6の標準カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号。以下「サービス管理責任者研修事業通知」という。)別表4及び別表8と共通の内容とする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

エ 講義及び演習を担当する講師については、学歴、職歴、資格及び実務経等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

特に初任者研修及び現任研修の標準カリキュラムにおける演習を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする。

講師については、厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心とすること。

演習は、1組7名程度に分けて実施し、各組に1人の助言者を配置することを基本とすることとする。

オ 研修事業は鹿児島県内で開催すること。

#### (3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、これを公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

(エ) 研修期間

(オ) 研修カリキュラム

- (カ) 講師氏名及び担当科目
- (キ) 研修修了の認定方法
- (ク) 開講時期
- (ケ) 受講資格
- (コ) 受講手続（募集要項等）
- (サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等，研修受講者に関する状況を確実に把握し，保存すること。

ウ 全日程を受講した研修修了者（専門コース別研修を除く）に対し，修了証書等を交付すること。

エ 研修修了者について，修了証書番号，修了年月日，氏名，生年月日，連絡先等必要な事項を記載した名簿を作成し，作成後遅滞なく知事に提出すること。

オ 受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等の個人情報について，十分な注意を払った上で管理すること。

(4) その他の要件

ア 事業運営上知り得た受講申込者等に係る秘密の保持について，十分留意すること。

イ 研修受講者が演習等において知り得た個人の秘密の保持について，受講者が十分に留意するよう指導すること。

ウ 研修受講者に対し，人間の尊厳，人権の尊重について理解させるように努めること。

エ 障害のある研修受講者に対しては，事業実施要綱のとおり，研修事業の実施に際して必要な配慮を行うこと。

オ 研修の時間帯，曜日については，研修受講者が受講しやすいようにすること。また，必ずしも連続して行う必要はなく，受講しやすい環境に配慮すること。

カ 別表3の6並びにサービス管理責任者研修事業通知別表4及び別表8の標準カリキュラムは共通の内容であることから，開催日程，開催場所，定員等の規模等の設定について適切に配慮することを前提に，同一の日程等で研修を行うことは差し支えない。

キ 研修受講者を募集する際は，ホームページで募集を図る等周知に努めること。

ク 研修の企画・立案に当たっては，本県職員に加えて，相当の経験を有する相談支援専門員の参加に努めること。

2 知事は，前項の規定にかかわらず，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，前項の指定を行わない。

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき，指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業者，指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき，指定障害児通所支援事業者，指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき，指定居宅サービス事業者，指定地域密着型サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，介護保険施設，指定介護予防サービス事業者，指定地域密着型介護予防サービス事業者，指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され，その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (5) 申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (6) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により，基準違反に関する改善勧告，改善命令その他行政処分を受け，その内容についての改善がなされていない

ない者であるとき。

(指定申請の手続)

第3条 申請者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(第1号様式)を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所)
- (2) 研修事業の名称及び実施場所
- (3) 事業開始予定年月日
- (4) 学則等
- (5) 研修カリキュラム
- (6) 講師等選定調書(第2号様式)
- (7) 研修修了の認定方法
- (8) 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- (9) 申請者の資産状況
- (10) 誓約書(第3号様式)
- (11) その他指定に関し知事が必要であると認める事項

2 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付すること。

(指定内容変更の届出)

第4条 本事業の指定を受けた者(以下「指定研修事業者」という。)は、申請内容に変更を加える場合には、知事に対し、あらかじめ指定内容変更届(第4号様式)により、変更の内容、変更時期及び変更理由を届け出るものとし、第3条第1項第5号から第7号の事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けなければならない。

(実施計画書の提出)

第5条 指定研修事業者は、知事に対し、毎年度、あらかじめ事業実施計画書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して提出すること。なお、提出した事業実施計画書に変更を加える場合には、事業実施計画変更届(第6号様式)を提出すること。

- (1) 学則等(募集要項)
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 研修日程表
- (4) 講師等の氏名及び担当科目
- (5) 当該年度における研修事業に係る収支予算の細目

(修了証書等の交付)

第6条 指定研修事業者は、初任者研修修了者に対し、修了証書(初任者研修)(第7号様式)、現任研修修了者に対し、修了証書(現任研修)(第8号様式)、初任者研修(講義部分)修了者に対し、受講証明書(第9号様式)を交付すること。なお、修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載すること。

2 修了証書等の亡失又はき損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、別に定める方法により、証明等を行うこと。

(実施報告書の提出)

第7条 指定研修事業者は、知事に対し、研修事業終了後速やかに事業実施報告書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (1) 修了者名簿(第11号様式)
- (2) 研修資料
- (3) 当該年度における研修事業に係る収支決算書

(廃止の届出)

第8条 指定研修事業者は、研修事業を廃止しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ事業廃止届（第12号様式）を提出し、指定の取消しを受けなければならない。

(調査及び指導)

第9条 知事は、指定研修事業者に対して、研修事業の実施等に関して必要があると認めるときは、指定研修事業者の事務所及び研修実施場所等において実地調査を行い、必要に応じて報告を求めることができる。また、これにより適正を欠くと認めるときは、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に基づく改善指導に指定研修事業者が従わない場合は、改善が認められるまで、研修事業の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって当該事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第10条 知事は、指定研修事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。

- (1) 第2条に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき。
- (4) 第9条第1項に定める調査に応じなかったとき又は改善指導に従わないとき。
- (5) その他、研修事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。

2 知事は、前項に定める指定の取消しを行う場合においては、書面をもって当該指定研修事業者に通知するものとする。

(聴聞の機会)

第11条 知事は、第9条第2項の研修事業の中止を命ずる場合及び前条の指定の取消しを行う場合においては、当該指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(書類の保存)

第12条 指定研修事業者は、研修事業に関する書類について、研修が終了した日の属する年の翌年度を起算日として各号に定める期間保存しなければならない。なお、保存期間内に第8条による廃止又は第10条による指定の取消しを受けた場合は、書類を県に引き継ぐものとする。

- (1) 修了者台帳 永年
- (2) 受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類並びに修了者に関する書類 10年間
- (3) その他研修に関する書類 1年

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(申請者)  
住所  
名称  
代表者職・氏名

鹿児島県相談支援従事者研修事業を実施する者として指定を受けたいので、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名 (法人は名称)	
申請者の住所 (法人は主たる事業所所在地)	〒
代表者の職・氏名	
代表者の住所	
研修事業の名称	
実施場所及び住所	場所 住所
事業開始予定年月日	年 月 日
申請初回の募集開始年月日	年 月 日(初任者) 年 月 日(現任) 年 月 日(専門コース別)
申請初回の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日(初任者) 年 月 日 ~ 年 月 日(現任) 年 月 日 ~ 年 月 日(専門コース別)
申請初回の募集定員	初任者合計： 名(初任者： 名、講義部分： 名) 現任： 名、専門コース別 名

※添付書類

- 1 申請者が法人であるときは、定款、寄付行為その他の規約等
- 2 学則等
- 3 研修カリキュラム
- 4 講師等選定調書（第2号様式）
- 5 研修修了の認定方法
- 6 事業開始年度及び次年度における研修事業に係る収支予算の細目
- 7 申請者の資産状況（申請者の財産目録、貸借対照表等）
- 8 誓約書（第3号様式）
- 9 その他指定に関し知事が必要があると認める事項

【申請に係る担当者の連絡先】

所属部署名：  
職・氏名：  
T E L：  
F A X：  
メールアドレス：



第2号様式（第3条関係）

講師等選定調書（内訳表）

1 基本情報

氏名			
生年月日		T・M・S・H	年 月 日生（ 歳）
勤務先	法人名		
	事業所名		
	（出向元）		
勤務年数	年	相談支援専門員従事年数	年
現在の職名			

2 担当科目

科目名	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
選定理由		

3 相談支援従事者研修及びサービス管理責任者研修等の修了状況

相談支援従事者研修		サービス管理責任者研修等	
研修名	年度	研修名	年度
初任者研修		県研修	
現任研修			
国指導者養成研修		国指導者養成研修	

4 過去の講師経験及びその他講師決定にあたって参考となる事項

研修名	年度	科目名	参考事項（専攻学歴・職歴・資格）

## 誓 約 書

私は、鹿児島県相談支援従事者研修事業者の指定を受けるにあたって、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱、その他関係法令等を遵守することを誓約します。

また、申請者の代表者又は役員等が、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

### 記

- (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- (10) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (11) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所  
氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名

第4号様式（第4条関係）

鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定内容変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(届出者)  
住所  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付障福第 号で指定を受けた鹿児島県相談支援従事者研修事業について、下記のとおり指定内容を変更したいので、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第4条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期 年 月 日

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

※添付書類

変更に係る関係書類

【変更届に係る担当者の連絡先】

所属部署名：

職・氏名：

T E L：

F A X：

メールアドレス：

鹿児島県相談支援従事者研修事業実施計画書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者職・氏名

年 月 日付障福第 号で指定を受けた鹿児島県相談支援従事者研修事業について、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第5条の規定により、 年度の実施計画を提出します。

記

【研修事業実施計画表】

研 修 の 名 称			
実 施 予 定 時 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
実 施 予 定 場 所			
募 集 予 定 時 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
周 知 方 法			
募 集 定 員	名	名	名
受 講 料	円	円	円

※添付書類

- 1 学則等（募集要項）
- 2 研修カリキュラム
- 3 研修日程表
- 4 講師等の氏名及び担当科目
- 5 事業に係る収支予算の細目

【実施計画に係る担当者の連絡先】

所属部署名：  
 職・氏名：  
 T E L：  
 F A X：  
 メールアドレス：

第6号様式（第5条関係）

鹿児島県相談支援従事者研修事業者事業実施計画変更届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(届出者)  
住所  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付けで提出した鹿児島県相談支援従事者研修事業実施計画書について、下記のとおり計画を変更したいので、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第5条の規定により届け出ます。

記

1 変更の時期 年 月 日

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

※添付書類

変更に係る関係書類

【変更届に係る担当者の連絡先】

所属部署名：

職・氏名：

T E L：

F A X：

メールアドレス：

## 修了証書（初任者研修）

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が鹿児島県知事の指定を受けて行う相談支援従事者初任者研修を修了したことを証します。

なお、年度末までに相談支援従事者現任研修を修了してください。

年 月 日

指定研修事業者名

代表者職・氏名〇〇〇〇 印

## 修了証書（現任研修）

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が鹿児島県知事の指定を受けて行う相談支援従事者現任研修を修了したことを証します。

年 月 日

指定研修事業者名

代表者職・氏名〇〇〇〇 印

## 受講証明書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が鹿児島県知事の指定を受けて行う相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講したことを証します。

年 月 日

指定研修事業者名

代表者職・氏名〇〇〇〇 印

鹿児島県相談支援従事者研修事業実施報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
 名称  
 代表者職・名

年 月 日付障福第 号で指定を受けた鹿児島県相談支援従事者研修事業について、年度の事業を実施したので、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第7条の規定により報告します。

記

研 修 の 名 称			
実 施 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
実 施 場 所			
募 集 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
受 講 料	円	円	円
募 集 定 員	名	名	名
受 講 申 込 者 数	名	名	名
受 講 決 定 者 数	名	名	名
修 了 者 数	名	名	名

※添付書類

- 1 鹿児島県相談支援従事者研修修了者等名簿（第11号様式）
- 2 研修資料
- 3 当該年度における研修事業に係る収支決算書

<p>【実施報告に係る担当者の連絡先】</p> 所属部署名： 職・氏名： T E L： F A X： メールアドレス：
---



鹿児島県相談支援従事者研修事業廃止届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
名称  
代表者職・氏名

年 月 日付障福第 号により指定を受けた鹿児島県相談支援従事者研修事業について、下記のとおり廃止したいので、鹿児島県相談支援従事者研修事業者指定要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

1 廃止予定年月日  
年 月 日

2 廃止の理由

【廃止届に係る担当者の連絡先】

所属部署名：

職・氏名：

T E L：

F A X：

メールアドレス：